

放課後児童クラブの利用申し込み

4月からの放課後児童クラブの利用申し込みを受け付け。対象や利用の要件などは以下のとおりです。

【対象】保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学生
【実施施設・定員】◆南舞鶴放課後児童クラブ(20~25人)◆児童センターふたば(40人)◆なかすじ保育園放課後児童クラブ(40人)◆新舞鶴・三笠・倉梯・倉梯第二・与保呂・志楽・朝来・中舞鶴・明倫・吉原・余内・池内・中筋・福井・高野・岡田・由良川小学校区の児童クラブ(各20~25人)

※新舞鶴・中筋は各3クラブ。倉梯・志楽・明倫・余内は各2クラブ
【利用時間】放課後~18時30分(土曜日や長期休業期間などは8時~18時30分)

【利用料】◆2月、5月、6月、9月、10月、11月...5,000円◆1月、12月...6,000円◆3月、4月、7月...7,000円◆8月...9,000円

※兄弟姉妹が同時に利用する場合、2人目から半額。保険料などが別途必要

【申し込み方法】所定の用紙(各児童クラブ、子ども支援課、西支所保健福祉係に備え付け。市ホームページからダウンロード可)に就労証明書などの必要書類を添えて、2月14日(木)までに希望の児童クラブか同課、同係へ提出(期限厳守)。

【利用者の決定】多数の場合、児童の学年や保護者の勤務状況などを考慮し決定。

▶詳しくは、子ども支援課(☎66・1008)へ。

介護用品の購入券を支給

【対象】介護保険制度の要介護認定「要介護4から」に該当し、市民税非課税世帯で65歳以上の人を在宅で介護している家族

【支給額】1枚1,000円の子ケットを20,000円分ずつ年2回支給。基準日は8月1日と2月1日。

【申し込み方法】2月7日(水)~21日(水)に高齢者支援課へ(昨年8月に支給を受けている人は申請不要)

【その他】平成29年4月以降、世帯構成や世帯員の市民税課税状況に変更のあった場合は、同課へ連絡を。

▶詳しくは、高齢者支援課(☎66・1012)へ。

台風21号の被災者を支援 国保・介護・後期高齢者医療保険料の減免申請

台風21号で住居が床上浸水した人の各種保険料の減免申請を受け付け中。未申請の人はお早めに。

【申し込み期間】◆国民健康保険料・介護保険料...3月30日(金)まで
 ◆後期高齢者医療保険料...10月19日(金)まで

【減免の内容】◆国民健康保険料・介護保険料...平成29年10月~30年3月相当分の2分の1
 ◆後期高齢者医療保険料...平成29年10月~30年9月相当分の2分の1

【その他】窓口での申請には、印鑑・保険証・口座番号の分かるものを持参してください。(12月に申請勧奨(申請書)が届いている人は郵送での申請可)

▶詳しくは、◆国民健康保険...☎66・1003◆後期高齢者医療保険...☎66・1075◆介護保険...☎66・1013)へ。

都市計画の決定・変更にご意見を

市では、都市計画の決定と変更の際に、都市計画法に基づき意見を募集します。案はいずれも都市計画課、西支所、加佐分室、中央公民館、南公民館で閲覧可。市ホームページにも掲載。

◆舞鶴都市計画ごみ処分場の変更(舞鶴市一般廃棄物最終処分場)

【公聴会】市内在住か変更内容の利害関係者は意見が可能。2月15日(木)14時から市役所別館で公聴会を開催。意見を述べるには2月8日(木)までに郵送か持参で公述申出書の提出が必要。意見の申し出がなかった場合には公聴会は中止。

【案の縦覧】公聴会での意見を基に検討した案を2月26日(月)~3月12日(月)の間縦覧できます。縦覧期間中は意見書を提出可。

◆舞鶴都市計画地区計画の決定(旧青井小学校・旧神崎小学校・旧由良川中学校)

【地区計画案の縦覧】2月15日(木)まで案を縦覧できます。地区計画区域内の土地所有者など利害関係者は縦覧期間中に意見書を提出可。締め切りは2月22日(木)。

【都市計画案の縦覧】地区計画への意見書を基に検討した案を2月26日(月)~3月12日(月)に縦覧できます。縦覧期間中は意見書を提出可。

▶詳しくは、都市計画課(☎66・1048)へ。

西駅交流センターの自由通路 広告看板設置事業者を募集

西駅交流センター自由通路壁面を有効活用するため、広告看板を設置する事業者の一般競争入札を実施します。

【設置期間】4月1日(日)~来年3月31日(日)

【設置場所】西駅交流センター内自由通路

【種類】広告看板(ポスターか電子看板)

【申し込み方法】所定の用紙(地域づくり支援課に備え付け。市ホームページからダウンロード可)に必要書類を添えて郵送か同課窓口へ。2月13日(火)必着。

【候補者の決定】2月15日(木)に決定。書面で通知。

▶詳しくは、地域づくり支援課(☎66・1073)へ。



自動販売機 設置事業者を募集

公共施設に設置する自動販売機設置事業者の一般競争入札を実施します。

【設置期間】4月1日(日)~来年3月31日(日)

【設置場所】西市民プラザなど13か所

【種類】清涼飲料水、アイスクリーム

【申し込み方法】所定の用紙(資産活用課に備え付け。市ホームページからダウンロード可)に必要書類を添えて郵送か同課窓口へ。2月9日(金)必着。

【候補者の決定】2月14日(水)に決定。落札候補者のみにファクスと郵送で通知。

▶詳しくは、資産活用課(☎66・1045)へ。

電子申告には電子証明書が必要

^{イー・タックス}
[e-Tax] で電子申告を行う場合電子証明書が必要です。電子証明書は、マイナンバーカードに標準搭載されています。なお、住民基本台帳カードに記録されていた電子証明書が失効している場合は、マイナンバーカードへの切り替えが必要です。マイナンバーカードの発行は市民課か西支所市民・年金係で。交付には申請から1か月ほどかかります。

▶詳しくは、市民課(☎66・1001)か西支所市民・年金係(☎77・2252)へ。

特別弔慰金の請求期限は4月2日まで

平成27年4月1日時点で、公務扶助料や戦没者遺族年金などを受ける人(戦没者の妻や父母など)がいない場合、その遺族のうち3親等以内の1人が25万円(年5万円で5年間)の特別弔慰金の受給権を得られます。請求期限は4月2日(月)まで。請求は、福祉企画課か西支所保健福祉係、加佐分室窓口で。

▶詳しくは、福祉企画課(☎66・1011)へ。

障害のある人の福祉サービス 重複利用者などの負担を軽減

平成29年3月~30年2月に利用した障害福祉サービスの負担を軽減するため、所得区分ごとに定めた利用者負担の上限額の超過分を支給します。

◆高額障害福祉サービス費

【内容】利用者負担額(月額、高額介護サービスなどにより償還された費用や食・光熱水費などは除く)の合計が、国が定める上限額(37,200円)を超えた分(ただし、児童の場合は利用するサービスのうち最も負担上限額の高い額を超えた分)

【対象の世帯】◆障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)や児童福祉法に基づく児童通所支援(児童発達支援・デイサービス)障害児施設を利用する人が複数いるか同一児童が両方のサービスを利用している

◆障害福祉サービスと補装具、障害福祉サービスと介護保険のサービスを併せて利用している人がいる

※障害福祉サービス費の負担額が0円の人は対象外。

ただし、児童の場合は利用するサービスのうち最も負担上限額の高い額。

◆重複利用者への支給

【内容】利用者負担額(月額)の合計が、府・市の定める上限額(下表)を超えた分

【対象のサービス】◆自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)◆在宅生活者の障害福祉サービス◆補装具

【重複利用者負担の上限月額】

所得階層区分		月額(上限)
生活保護世帯		0円
市民税非課税世帯	収入が年間80万円(障害基礎年金2級相当)以下	7,500円
	障害基礎年金1級および特別障害者手当のみ	7,500円
市民税課税世帯	上記以外	12,300円
	市民税所得割16万円未満	18,600円
	市民税所得割16万円以上	37,200円

【申請方法】口座振込に必要なもの(印鑑、通帳など)と領収書、個人番号の通知カード、障害者手帳か受給者証を持参し、3月15日(木)までに障害福祉・国民年金課(☎66・1033、FAX62・7957)か子ども支援課(☎66・1094、FAX62・7957)、西支所保健福祉係(☎77・2253、FAX77・1800)へ。

文化財の保全に補助金を交付

文化財として価値が高いと認められる神社や寺院、地域に伝わる貴重な文化資料・伝統行事の保全のため府や市の補助を受けることができます。相談期間は2月28日(水)まで。

【対象】◆江戸時代以前に建てられた神社・寺院などの建物修理
 ◆室町時代以前の仏像、明治時代以前の仏画・ふすま絵など美術工芸品の補修やその保存に必要な収蔵庫の整備
 ◆戦前から伝承されている民俗芸能、伝統行事で用いられる太鼓、屋台などの修理や衣装の購入など

▶詳しくは、文化振興課(☎66・1019)へ。

市議会3月定例会

(予定)

開会中の市議会3月定例会の日程は右表のとおり。いずれも傍聴可。

定員は本会議が先着各38人、委員会が先着各15人。

▶詳しくは、議会事務局(☎66・1060)へ。

日時	内容	場所
2月27日(火) 10時30分から	本会議(提案説明)	市議会議場
3月8日(木) 10時から	本会議(代表質問)	
9日(金) 10時から	本会議(一般質問)	
12日(月) 10時から	本会議(一般質問、質疑)	
13日(火) 10時から	建設 民生環境 経済消防 総務文教 } 予算決算分科会・委員会	議員協議会室
14日(水) 10時から		
15日(木) 13時から		
16日(金) 10時から		
22日(水) 13時から	予算決算委員会	
28日(水) 10時30分から	本会議(委員長報告、討論、採決)	市議会議場

※委員会の日程は変更になることがあります。



市の人口と世帯数

●人口 81,926人(-98人) ●男 40,750人(-34人) ●女 41,176人(-64人)
 ●世帯 34,709世帯(-40世帯) ※平成30年1月1日現在の推計人口。()内は前月比。